

## 甲E21の2（甲E21の1の和訳）

（11頁）

- 2.20. 政府は、各権限のある当事者に、緊急時計画の準備と緊急時の準備と対応の取り決めを行う責任を持たせなければならない。緊急時の取り決めには、対応機関への緊急事態の迅速な通報に対する責任の明確な割り当てを含めなければならない。規制当局は、緊急時には、時宜を得た緊急時対応のために、事前の許認可発給のような日常的な規制業務が延期される必要があり得るという事実を考慮にいれておかなければならない。